

平成25年

双葉町議会会議録

第1回臨時会

2月13日開会・閉会

双葉町議会

平成25年第1回双葉町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (2月13日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に参加した者の職氏名	5
町長職務代理者副町長挨拶	6
議員紹介	6
職員紹介	7
臨時議長紹介	8
開 会	9
開 議	9
仮議席の指定	9
選挙第1号の上程、採決	9
議席の指定	11
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
選挙第2号の上程、採決	11
議席の一部変更	13
選任第1号の上程、採決	13
選任報告第1号の上程、採決	14
選任第2号の上程、採決	14
選任報告第2号の上程、採決	15
選挙第3号の上程、採決	15
選挙第4号の上程、採決	16
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	20

議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5
日程の追加	2 6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	2 7
閉 会	2 7

2 月 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

25 双葉町告示第1号

平成25年第1回双葉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年2月7日

双葉町長 井戸川 克 隆

記

1. 期 日 平成25年2月13日（水）
午前10時
2. 場 所 加須市騎西総合支所 3階議場
3. 付議事件
 - (1) 議長の選挙について
 - (2) 副議長の選挙について
 - (3) 常任委員会委員の選任について
 - (4) 議会運営委員会委員の選任について
 - (5) 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について
 - (6) 双葉地方水道企業団議会議員の選挙について
 - (7) 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第7号）
 - (8) 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - (9) 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
 - (10) 監査委員の選任について

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君
3番 菅野博紀君
5番 清川泰弘君
7番 岩本久人君

2番 高萩文孝君
4番 伊澤史朗君
6番 谷津田光治君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成25年第1回双葉町議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年2月13日（水曜日）午前10時開会

開 会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

平成25年第1回双葉町議会臨時会議事日程（第1号の追加1）

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第6 選任報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の選任報告について
- 日程第7 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第8 選任報告第2号 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任報告について
- 日程第9 選挙第3号 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第4号 双葉地方水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第11 議案第1号 専決処分の承認について
専決第13号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12 議案第2号 専決処分の承認について
専決第14号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第3号 専決処分の承認について
専決第1号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第14 議案第4号 監査委員の選任について
- 追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	高萩文孝君
3番	菅野博紀君	4番	伊澤史朗君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者 副町長	井上一芳君
教 育 長 職務代理者兼 教育総務課長	高野憲一君
秘書広報課長	大住宗重君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼企画課長	駒田義誌君
税 務 課 長	大沼武君
福島支所長兼 建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本良一君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局長兼 コミュニティー センター所長	山下正夫君
生涯学習課長	今泉祐一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	高野利彦
書 記	大浦寿子

◎町長職務代理者副町長挨拶

○議会事務局長（高野利彦君） それでは、このたびの議会議員選挙における当選、まことにおめでとうございました。

開会に先立ちまして、町長職務代理者副町長からご挨拶をお願いいたします。よろしく申し上げます。

（町長職務代理者副町長 井上一芳君登壇）

○町長職務代理者副町長（井上一芳君） 皆様、おはようございます。初議会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

不肖、私、副町長の井上が、このたびの町長の辞任に伴い、2月12日から地方自治法第152条第1項の規定によりまして、新しい町長が選任されるまでの間、町長職務代理者を務めることになりました。何とぞよろしくをお願いいたします。

議員の皆様には、このたびの選挙によるご当選、まことにおめでとうございます。また、8名の皆様は、広く町民の皆様のご期待を受けられ、当選されました。これからの4年間、大いに活躍されることをお祈り申し上げます。

さて、23年3月11日の原発事故発生から、実に1年と11カ月が過ぎましたが、この事故は余りに影響が大きく、幾多の前例のない困難な課題が多く発生し、これまで職員も一丸となって取り組んでまいりましたが、いまだ未解決な問題が多く残されております。これらの問題を解決し、町民の皆様の負託に応えるためには、何といても、議員の皆様の方によるところが大変大きいものがございます。議員の皆様と執行部で課題を共有し、これからの町の復興と再生を目指してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

結びに、議員の皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議会事務局長（高野利彦君） ありがとうございます。

◎議員紹介

○議会事務局長（高野利彦君） 続きまして、議会議員の自己紹介をお願いしたいと思っております。

羽山君子議員から順にお願いいたします。マイクを使ってお願いします。

○（羽山君子君） 皆さん、おはようございます。1年と3カ月で2期の議員になってしまいました羽山です。よろしくをお願いいたします。

○議会事務局長（高野利彦君） ありがとうございます。

それでは、順にお願いします。前のほうからお願いします。

○（岩本久人君） おはようございます。このたびの議会選挙で3度目の当選をさせていただきました。

た岩本久人です。大変異例の選挙戦の中、町民の皆さんから、さまざまな選挙中ご意見をいただきました。一つでも実現できるように、町民の皆さんの負託に応えられるように頑張っていきたいと思っておりますので、ご指導よろしくお願ひいたします。

○（高萩文孝君） おはようございます。高萩文孝でございます。このたびの町議会議員の選挙で3期目の当選をさせていただきました。選挙期間中、町民の皆様からさまざまなご意見をいただきまして、町民の皆さんのために一生懸命頑張っていきたいと思っております。執行部の皆さんにも、これからご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、末永くよろしくお願ひしたいと思っております。

○（菅野博紀君） おはようございます。菅野博紀です。3期目の当選をいただきまして、選挙戦の中で、町民のために一生懸命頑張りたいと思う気持ちで立候補もしましたし、ぜひとも執行部の皆さんと一緒に、町民の未来のために頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○（伊澤史朗君） おはようございます。伊澤史朗でございます。このたび、4期目の当選をいたしました。同僚議員ともども、一生懸命双葉町の残されているさまざまな問題に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○（佐々木清一君） おはようございます。佐々木清一と申します。避難されてから2年たとうとしておりますが、その間に2度の町民の審判を受け、短い期間もありましたが、5期目の当選をさせていただくことになりました。今、前段他の議員がお話しされましたように、この難局をしっかりと乗り越えて、皆さんと一緒に町民の復旧復興をあわせて考えて、しっかりとやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○（清川泰弘君） 清川泰弘です。どうぞよろしくお願ひします。現実を踏まえた行政執行を行っていただくように、私も全力で支援または取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○（谷津田光治君） 谷津田光治でございます。1年3カ月のブランクがありましたけれども、このたび当選させていただきました。無競争であることと、私が1人そこに入って変わることで、議会が少しでも前に進めば、私の考え方は間違っていないだろうというふうに思っております。少しでも町民の負託に応え、前に進むような取り組みをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議会事務局長（高野利彦君） ありがとうございます。

◎職員紹介

○議会事務局長（高野利彦君） 続きまして、執行部の自己紹介に入りたいと思っております。

きょうは、会計管理者の半谷さんが欠席ということで執行部のほうから申し入れありましたので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、町長職務代理者副町長から順にお願ひしたいと思っております。

○町長職務代理者副町長（井上一芳君） 町長職務代理者副町長の井上一芳でございます。この後、いろいろご指導、ご支援をいただけるものと思っております。よろしくお願ひいたします。

- 代表監査委員（五十嵐一雄君） 代表監査委員の五十嵐一雄です。どうぞよろしくお願ひします。
- 参事兼総務課長（武内裕美君） おはようございます。総務課長の武内裕美でございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。
- 参事兼企画課長（駒田義誌君） 参事兼企画課長をしております駒田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 住民生活課長（渡邊 勇君） おはようございます。住民生活課長、渡邊勇と申します。よろしくお願ひいたします。
- 健康福祉課長兼青年婦人会館長（竹本良一君） 健康福祉課長、竹本良一です。よろしくお願ひします。
- 教育長職務代理者兼教育総務課長（高野憲一君） おはようございます。教育委員会教育長職務代理者兼教育総務課長をしております高野憲一でございます。よろしくお願ひいたします。
- 生涯学習課長（今泉祐一君） おはようございます。教育委員会生涯学習課長の今泉祐一と申します。ご指導よろしくお願ひいたします。
- 秘書広報課長（大住宗重君） おはようございます。秘書広報課長を担当しております大住宗重です。よろしくお願ひいたします。
- 税務課長（大沼 武君） おはようございます。税務課長の大沼武です。よろしくお願ひします。
- 福島支所長兼建設課長（大橋利一君） おはようございます。建設課長兼福島支所長の大橋利一です。よろしくお願ひします。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長兼コミュニティセンター所長（山下正夫君） おはようございます。産業振興課長兼農業委員会事務局長を務めています山下正夫です。ご指導のほどよろしくお願ひいたします。
- 議会事務局長（高野利彦君） ありがとうございます。
- 私は、議会事務局長の高野利彦です。よろしくお願ひいたします。

◎臨時議長紹介

- 議会事務局長（高野利彦君） それでは、本臨時会は一般選挙後初めての議会です。
- 議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。
- 年長の清川泰弘議員をご紹介いたします。よろしくお願ひします。
- どうぞ、前のほうにお願いします。
- （臨時議長 清川泰弘君議長席に着く）
- 臨時議長（清川泰弘君） ただいま紹介されました清川泰弘であります。
- 地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願ひします。

◎開会の宣告

○臨時議長（清川泰弘君） ただいまから平成25年第1回双葉町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○臨時議長（清川泰弘君） 本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（清川泰弘君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎選挙第1号の上程、採決

○臨時議長（清川泰弘君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（清川泰弘君） ただいまの出席議員は8名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に羽山君子君及び岩本久人君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（清川泰弘君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、重ねて申し上げます。所定の投票用紙を用いないもの、2人以上の氏名を記載したもの、他事を記載したものなどの投票は無効となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○臨時議長（清川泰弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（清川泰弘君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○臨時議長(清川泰弘君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○臨時議長(清川泰弘君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。羽山君子君及び岩本久人君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長(清川泰弘君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち佐々木清一君 8 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。よって、佐々木清一君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(清川泰弘君) ただいま議長に当選された佐々木清一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました佐々木清一君にご挨拶をいただきたいと思います。

○議長(佐々木清一君) 改めて、おはようございます。

ただいま議員の皆様から、議長選挙において、再度議長ということで当選させていただきました佐々木と申します。まだまだ未熟であります。しっかりと議長の責を務めさせていただきますので、議員の皆様、そして執行部の皆様、よろしくご指導お願いいたします。

さて、この大きな震災から、忘れもしないあの日から、もう 2 年たとうとしております。多くの町民が県内、県外を問わず、まだまだ悲惨な仮設暮らし、そして借り上げ等において生活をしております。今、双葉町は、町民の皆様から、遅れているというふうなご指摘をいただきました。また、この被災の中で、議員の皆様方も 2 回の審判を受けることになりました。その中でそれぞれが、被災されている町民からいろいろとご要望、ご指導、ご指摘をいただいていると思います。そういったことに対しても、しっかりと議会一丸となって前に前に進むことを期待しながら、私も全身全霊をかけてしっかりと務めさせていただきますと思います。

特に、今、賠償問題もちろんありますが、区域編成の問題、また中間貯蔵の問題、また学校再建の問題、多くの課題が、今、目の前に取り残されております。そういったことについても少しでも前に進めるように、今後、自分自身を奮い立たせながらもしっかりと務めていきたいと、そんなふうに思いますので、どうか議員の皆様、そして執行部の皆様一丸となって、この難局を乗り越えていき

と思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、簡単ですが、議長拜命のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長（清川泰弘君） これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございます。

（議長 佐々木清一君議長席に着く）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

それでは、追加議事日程によって進めてまいります。

◎議席の指定

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいまから読み上げた議席といたします。

議席番号1番、羽山君子君、議席番号2番、岩本久人君、議席番号3番、高萩文孝君、議席番号4番、菅野博紀君、議席番号5番、伊澤史朗君、議席番号6番、佐々木清一、議席番号7番、清川泰弘君、議席番号8番、谷津田光治君。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において3番、高萩文孝君、4番、菅野博紀君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

◎選挙第2号の上程、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(佐々木清一君) ただいまの出席議員は8名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、伊澤史朗君及び7番、清川泰弘君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(佐々木清一君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、重ねて申し上げます。所定の投票用紙を用いないもの、2人以上の氏名を記載したもの、他事を記載したものなどの投票は無効となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(佐々木清一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(佐々木清一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。伊澤史朗君、清川泰弘君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(佐々木清一君) 選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち岩本久人君8票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

よって、岩本久人君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(佐々木清一君) ただいま副議長に当選された岩本久人君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選されました岩本久人君、就任の挨拶をお願いします。

○副議長(岩本久人君) ただいまは、各議員の皆様から、副議長という大役を拝命賜りました。佐々木議長の補佐役として、議員の皆様とともに、今後、さまざま双葉町で抱えております課題に対しまして、一つ一つ解決すべく頑張ってまいりたいと思っております。どうか、皆様方のご協力、そしてご指導、よろしくお願いいたします。今後ともよろしくお願いいたします。

◎議席の一部変更

○議長(佐々木清一君) 議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

暫時休議します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時24分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

高萩文孝君の議席を2番、菅野博紀君の議席を3番、伊澤史朗君の議席を4番、清川泰弘君の議席を5番、谷津田光治君の議席が6番、岩本久人君の議席が7番、佐々木清一が8番。

以上です。

◎選任第1号の上程、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第5、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

暫時休議します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

それでは、ただいまから常任委員を選任します。発表します。

総務教育常任委員会委員には、菅野博紀君、清川泰弘君、羽山君子君、佐々木清一、以上4名を選任しました。

産業厚生常任委員会委員には、谷津田光治君、高萩文孝君、伊澤史朗君、岩本久人君、以上4名を選任しました。

なお、常任委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第1項の規定により、委員会において互選することになっております。ただいまから別室にて、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっておりますので、申し添えます。

暫時休議します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時35分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎選任報告第1号の上程、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、選任報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の選任報告を行います。

総務教育常任委員長には菅野博紀君、副委員長には羽山君子君。

産業厚生常任委員長には谷津田光治君、副委員長には高萩文孝君。

以上のとおり選任されました。

◎選任第2号の上程、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

暫時休議します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

議会運営委員は、ただいまから発表するとおりに選任します。

それでは、発表します。議会運営委員会委員には、菅野博紀君、羽山君子君、谷津田光治君、高萩文孝君、岩本久人君、以上5名を選任しました。

なお、議会運営委員会委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第1項の規定により、委員会において互選することになっております。ただいまから別室にて、委員長及び副委員長の互選をお願いします。互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっておりますので、申し添えます。

暫時休議します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時47分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎選任報告第2号の上程、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第8、選任報告第2号 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任報告を行います。

議会運営委員会委員長には谷津田光治君、副委員長には菅野博紀君。

以上のとおり選任されました。

◎選挙第3号の上程、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、選挙第3号 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

双葉地方広域市町村圏組合議会議員に、菅野博紀君、谷津田光治君、佐々木清一を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を双葉地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました菅野博紀君、谷津田光治君、佐々木清一、以上の方が双葉地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

当選されました方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

◎選挙第4号の上程、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、選挙第4号 双葉地方水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

双葉地方水道企業団議会議員に、羽山君子君、岩本久人君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を双葉地方水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました羽山君子君、岩本久人君、以上の方が双葉地方水道企業団議会議員に当選されました。

当選されました方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休議します。

休憩 午前10時51分

再開 午前 11 時 42 分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議案第 1 号 専決処分の承認についてを議題とします。
職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者副町長、井上一芳君。

（町長職務代理者副町長 井上一芳君登壇）

○町長職務代理者副町長（井上一芳君） 議案第 1 号 専決第13号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第 7 号）についてであります。歳出予算の総額58億4,451万3,000円のうちで、歳出の補正を行いました。

議会費に町議会議員の改選後に要する経費13万円を追加し、総務費の選挙管理委員会費に町議会議員一般選挙に係る経費1,555万円を追加いたしました。

民生費は、社会福祉費に国民健康保険特別会計繰出金116万円と、災害救助費に石熊字八房平地区の道路等補修工事150万円をそれぞれ追加いたしました。

農林水産業費は、農業費に農業委員会選挙人名簿作成業務委託料40万9,000円を追加し、教育費は社会教育費に成人式招待者に係る旅費37万3,000円を追加いたしました。また、これらに伴い、予備費を1,912万2,000円減額いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は説明書により、歳出を行います。

第 1 款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第 2 款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第 3 款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第 6 款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 先ほどの全協の中で教育費の普通旅費、説明をいただきました。行政区長さんも報告がありました。行政区長の仕事、現在どのようなものがあるのか。その人たちが招待されるべきであるのかどうか。先日の定例会において、行政区長条例が改正されているようですが、これらの関係も少し説明をしていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長職務代理者副町長、井上一芳君。

○町長職務代理者副町長（井上一芳君） ただいまの谷津田議員の質問にお答えさせていただきます。

行政区長は、今何をしているのかということと、さきに改正された分についてお答え願いたいとの中身でございました。今現在、行政区長そのものは、それぞれの行政区の住民がばらばらに避難してございます。そのばらばらに避難した町民に対しまして、行政区として連絡をとり合いながらやっていくというやり方を進めてございます。羽鳥で言いますと、避難しました行政区のそれぞれの体験した模様等も、冊子としてまとめてやってございます。そのような動きをしてございます。

なお、先ほどご質問ありました改正した部分につきましては、総務課長の武内からお答えさせます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 行政区長の報酬の関係の改正でございますが、これにつきましては前に議会のほうに提案させていただいて、報酬を改正したということで、これまで双葉町内で支給しておりました報酬の約4分の1程度の額に改正させていただいたということであります。これにつきましては、今、副町長が述べたように、各行政区のコミュニティーを保つための連絡等々あるかと思えます。それらに係る経費等があるということから、現在の改正した額をするというふうなことで運営をさせていただいているということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 区長条例改正はそれだけですか。連絡員はどうなりましたか。自治会をつくっておきながら、本当に区長で、副町長、実績上がっていますか。自治会はつくってあるのです。行政区長さんは、私らのところに、総会やりますよという連絡しかなかったです。本当に行政区長として残さなければならないものなのか。私、1年半前には、この区長のことは質問しているはずなのですが、各行政区長はいても、区民がばらばらでしょう。区長がそのばらばらの区民のところを巡回して、何か相談事とかやったという実績は、私聞いておりません。区長は報告義務あるわけですから、今、地区公民館がどうなっているのかなんて、副町長、報告受けたことありますか。多分ないと思うのです。

だから、私は区長条例よりも、今は自治会のほうが、その地域の、その地区地区の自治会ですから、そのほうがもっと効果的な連絡伝達方法はあるというふうなことで話したのだけれども、いまだに連絡員は削ってしまったけれども、区長はそのまま残しているという、そういう条例改正したのでは

ないですか。そうしたら、連絡員がなくなっているのに、区長だけ、1人だけ置いて、どんなような連絡網を形成しているのかどうか、そこを少し説明してください。

○議長（佐々木清一君） 町長職務代理者副町長、井上一芳君。

○町長職務代理者副町長（井上一芳君） 谷津田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、区長の働き度というのはどうなのかというご質問いただきました。先ほど区長の手当等についての削減の話はさせていただきましたけれども、以前の双葉町にいたような活動ができていないことだけは事実でございます。ただ、それぞれの行政区ごとに連絡をとり合いながら、そしてまた総会等開きながらまとめられているというふうに、私ども報告を聞いてございます。十分にはなっていないかもしれませんが、そのような活動をしてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 議会解散されて、成人式にも議員のどなたも、議員としての立場で出席された方はいないはずですよ。議員も出席しないような成人式に、区長を呼んでどうという疑問が出るのです。これに旅費を出すと。専決ですから、これでいいのかもしれませんが、これは行政連絡員もない地域に区長だけ置いてという問題もありますので、私は問題にしているのですけれども、それはこれから考えてほしいと思います。できれば、私は自治会単位でやってもらったほうが、もっと効果が上がるような気がします。

終わります。

○議長（佐々木清一君） 答弁はいいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第1号 専決第13号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第7号）を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第12、議案第2号 専決処分の承認についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者副町長、井上一芳君。

（町長職務代理者副町長 井上一芳君登壇）

○町長職務代理者副町長（井上一芳君） 議案第2号 専決第14号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ116万円を追加し、歳入歳出予算の総額は12億4,078万円となりました。

歳入は、一般会計からの事務費、出産育児一時金に係る繰入金として、繰入金の他会計繰入金に116万円を追加いたしました。

歳出は、総務費の総務管理費に共同電算処理件数の増加に伴い、電算手数料32万円を追加いたしました。保険給付費は、療養諸費に一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養費400万円を追加し、出産育児諸費に被保険者の出生数の増加に伴い、出産育児一時金84万円を追加いたしました。また、予備費を400万円減額いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第2号 専決第14号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第3号 専決処分の承認についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者副町長、井上一芳君。

(町長職務代理者副町長 井上一芳君登壇)

○町長職務代理者副町長(井上一芳君) 議案第3号 専決第1号 平成24年度双葉町一般会計補正予算(第8号)についてであります。歳出予算の総額58億4,451万3,000円のうちで、歳出の補正を行いました。

総務費は、総務管理費に寄贈車両の双葉町名義への変更手数料と双葉町長職務代理者印の購入費、合わせて8万9,000円を追加し、選挙管理委員会費に町長選挙に係る経費1,663万3,000円を追加いたしました。

民生費の災害救助費には、東日本大震災犠牲者追想式典等委託料21万円を追加し、衛生費の保健衛生費には、町民の健康管理を担当する職員の人件費81万6,000円を追加し、教育費の社会教育費には、町民の歌のCDを送付するための郵便料22万8,000円を追加いたしました。

公債費は、財政融資資金に係る元利償還金536万3,000円を減額いたしました。また、これらに伴い、予備費を1,261万3,000円減額いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は説明書により、歳出を行います。

第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

3番、菅野博紀君。

○3番（菅野博紀君） 衛生費の町民の健康管理のための職員というのは、どういう免許を持って、どういう方なのか説明してください。

○議長（佐々木清一君） 町長職務代理者副町長、井上一芳君。

○町長職務代理者副町長（井上一芳君） ただいまの菅野議員のご質問に総務課長から答えさせます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員のご質問にご説明を申し上げたいと思います。

資格ですが、放射線管理講座を受講済みということで、その資格でこれまで放射線管理員を務めてきたという方でございます。業務につきましては、これまでの町民の被曝線量の管理、それから将来にわたる町民の健康管理を、主な業務として担当していただくということで考えております。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 3番、菅野博紀君。

○3番（菅野博紀君） 放射線管理というのは、1種、2種、それは一応持っていれば、ちゃんとした講座等を1種、2種でできると思うのです。職員の皆さんにも、そういう方向性の講座等を開くためには、やっぱりそれだけの資格を持っている方がふさわしいと思います。ただ、今の条例等、給与のそういうものになると、なかなかそういう方に来てもらえない状況もわかります。それであれば、今回原子力事故、これは国策です。国からちゃんとしたそういう派遣、人事交流等、そういう要請を町からしているのか。そういうことをしているのか。それで、そういう対応であれば、しょうがないと思うのですが、国にはいろんな頭のいい方がいっぱいいらっしゃるんで、そういう免許を持

っている方も多数いらっしゃると思うのですけれども、そういう要請等しているのかどうなのかというのを、報告を聞かせていただきたい。

○議長（佐々木清一君） 町長職務代理者副町長、井上一芳君。

○町長職務代理者副町長（井上一芳君） ただいまの菅野議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の採用に当たりましては、ただいまの国等への確認をする等はしておりませんでした。

○議長（佐々木清一君） 3番、菅野博紀君。

○3番（菅野博紀君） 今後、今までの経験とかそういう面で、もう約2年たちます。そういう面で、国との交流も、やっぱりうちの町に来てもらう方は、町民のためになる方、そういう方に来てもらいたいと私は思っています。今、どうなのかと言われると、そういう方が来ているのかなという不安があるというのもあるので、そういう即戦力で町民のためになる方を、ぜひともできるのであれば、人事交流なり派遣してくれというような、今後していつてもらいたいと思いますので、それに関してどういうふうにお考えか。

○議長（佐々木清一君） 町長職務代理者副町長、井上一芳君。

○町長職務代理者副町長（井上一芳君） ただいま、菅野議員からの再々質問にお答えさせていただきます。

今回採用しました職員につきましても、1種、2種という形ではないのですが、この後やはり町民の健康を預かっていくという我々の役場業務からしますと、さらに学んでいただきまして、不安を持たせないような形でやっていきたいと考えております。

なお、国等への、やはり採用はできないものとしても、当然派遣等をお願いしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 放射線管理講座修了した者を採用して、町民の健康管理を任せられるとお考えですか。

○議長（佐々木清一君） 町長職務代理者副町長、井上一芳君。

○町長職務代理者副町長（井上一芳君） ただいまの谷津田議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、採用に当たりましては、これまでの放射線にかかわる経験、また実際の実務、そのようなことを見定めさせていただいて採用してございます。十分できるかというふうには判断しておりますが、今後もさらに、先ほど申し上げましたように、放射線に関する学びをしていただきまして、さらに皆さんの健康管理に当たらせたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 私の聞いたのは、町民の健康管理を任せられますかと聞いたのですが、この

方が学びながらというのは、副町長、私は納得できないところです。この人が本当の技術屋さんであれば、学びながらでなくて、職員を指導しながらという一文があれば、私は納得できますけれども、以前もガイガーカウンターを買うというような、線量計を買うという時期に、私は質問したはずですが。これを買って、使う人がいるのですか。そういうような講習を受けさせて、それを上手に使って生かせることができますかと、私質問したとき、副町長覚えていると思うのですが、そういう職員を養成しましたか。どのぐらいの人にそれを勉強させていますか。皆さん、カウンター持って行って、ずっと表へ行ったら、自分が納得するはかり方ではないですよ。公表できるはかり方ですからね、役場ではかるというのは。何人ぐらい役場にいます、職員、それをできる人。

○議長（佐々木清一君） 町長職務代理者副町長、井上一芳君。

○町長職務代理者副町長（井上一芳君） ただいまの谷津田議員の再質問にお答えさせていただきます。

最初の答弁で不十分だった点、これはおわびいたします。今回、採用に当たっては、当然職員を指導できるということで採用してございます。この後についても、ただ今持っている技術だけではなくて、今後当然励んでいただくということで、学ばすことを述べさせていただきました。

もう一点の放射線の測定等についての技術者の育成について、これについては住民生活課長のほうから答えさせます。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 今現在、役場の中にそういった放射線の測定結果を公表できる技術を持った職員がいるかというふうなご質問だと思いますが、今現在、双葉町役場の職員の中には、そういった資格を持った者はありません。以前から、そういった資格の取得するチャンスがあれば、受けてほしいというふうな形で進めてはまいりましたが、なかなか業務等の合間を縫っての資格取得あるいは講習等への機会もなかったことも、残念だと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 器具はそろえましたけれども、それを十分に使いこなせる人はまだ育っていないというように、私、そう受けとめているのですが、この人1人で町民の健康管理ができると副町長はお思いですか。そういうふうに思っているのでしょうか、最後に聞きます。

○議長（佐々木清一君） 町長職務代理者副町長、井上一芳君。

○町長職務代理者副町長（井上一芳君） ただいまの谷津田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

1人でというのは難しいと考えております。ただ、今回採用に当たりまして、当然職員を指導しながら、町民の健康管理をやっていきたいというふうと考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） そのほかございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第3号 専決第1号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第8号）を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第14、議案第4号 監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、高萩文孝君の退場を求めます。

（2番 高萩文孝君退場）

○議長（佐々木清一君） 職員に議案の朗読をさせます。

高野事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者副町長、井上一芳君。

(町長職務代理者副町長 井上一芳君登壇)

○町長職務代理者副町長(井上一芳君) 議案第4号 監査委員の選任についてであります、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、町議会議員の中から監査委員を選任するためのものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第4号 監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

高萩文孝君の入場願います。

(2番 高萩文孝君入場)

○議長(佐々木清一君) 監査委員に選任された高萩文孝君にご挨拶をいただきます。

高萩文孝君。

(2番 高萩文孝君登壇)

○2番(高萩文孝君) ただいま監査委員に選任していただきました高萩文孝でございます。1年3カ月の監査経験を生かし、代表監査委員の五十嵐監査委員ともどもしっかり監査することをお約束し、挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

◎日程の追加

○議長(佐々木清一君) 議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の継続調査の申

し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(佐々木清一君) 追加日程第1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成25年第1回双葉町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 零時23分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

臨時議長 清 川 泰 弘

議 長 佐々木 清 一

署名議員 高 萩 文 孝

署名議員 菅 野 博 紀